（裏）

家畜改良増殖法（抄）

（種畜検査委員及び地方種畜検査委員）

第二十三条　家畜の改良増殖に関する事務を処理させるため、農林水産省に種畜検査委員を置く。

２　種畜検査委員は、畜産に関し知識経験を有する農林水産省の職員のうちから農林水産大臣が任命する。

３　家畜の改良増殖に関する事務を処理させるため、都道府県に地方種畜検査委員を置くことができる。

４　地方種畜検査委員は、畜産に関し知識経験を有する都道府県の職員のうちから都道府県知事が任命する。

（立入検査等）

第二十五条　農林水産大臣又は都道府県知事は、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜、家畜の構造、設備、器具その他の物件若しくは種付台帳、第二十五条の改良増殖を促進するため必要があると認めるときは、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜、家畜の構造、設備、器具その他の物件若しくは種付台帳、

写真

官職

農林水産大臣印、都道府県知事印

氏名

生年月日

第号

年月日交付

用紙の大きさは、縦90ミリメートル、横120ミリメートルとし、中央点線の所から二つ折りとすること。